

## 石油コンビナート等防災計画の調査

## 【調査方法】

石油コンビナート等防災計画の記載内容を調査し、大規模災害の危険性を踏まえた災害想定  
の状況や、災害想定に基づく対策について、抽出・整理する。また、特筆すべき事項があれば、事例  
として抽出する。

## 【調査項目】

## 1. 基本項目

- 石油コンビナート等特別防災区域数
- 特定事業所数（第1種（レイアウト）・第1種（その他）・第2種）
- 石油の貯蔵・取扱量
- 高圧ガスの処理量

## 2. 修正履歴

- 東日本大震災以降の主な修正内容  
0：修正なし 1：想定地震・津波 2：想定災害 3：情報伝達体制 4：大規模災害発生時の  
周辺住民等への広報・避難 5：津波警報等発表時の従業員等の避難…（抽出項目は例示（以  
下同様））

※平成 25 年 4 月 1 日以降の防災計画の修正の有無と修正箇所は過去の石油コンビナート等防  
災体制検討会（平成 26・27 年度）において調査済み

## 3. 組織

- 関係機関の種類  
1：特定地方行政機関 2：都道府県 3：市町村 4：公共機関 4：特定事業者 5：その他  
（ ）
- 関係機関の所掌事務

## 4. 災害想定

- 災害想定の手法  
1：改訂指針（平成 25 年版）に準拠 2：旧指針（平成 13 年版）に準拠 3：その他（ ）

※災害想定にあたっての改訂指針使用の有無は調査済み（平成 26 年度）

- 区域外へ影響を及ぼす災害の有無  
1：有 2：無 3：評価なし 4：不明

○想定している大規模災害

1：石油の大規模流出（陸上） 2：ボイルオーバー 3：ガスの大量流出・拡散 4：BLEVE  
5：ファイヤーボール 6：プラント爆発火災 7：反応暴走 8：石油の海上流出・拡散  
9：津波による施設の破損・流出等の被害 10：その他（ ）

○指針に例示されていない想定災害

1：油の海上流出火災 2：高潮 3：その他（ ）

## 5. 地震・津波の想定

○想定地震（短周期・長周期）

○想定津波

○地震・津波の想定方法

1：地域防災計画に準拠 2：国（内閣府、国土交通省、地震調査研究推進本部、防災科学技術研究所等）の結果を利用 3：コンビナート独自想定 4：その他（ ）

※想定地震（短周期・長周期）、想定津波は調査済み（平成 26・27 年度）

## 6. 予防対策

○災害事象毎の予防対策

・災害事象毎の予防対策の有無

○防災教育・訓練

・防災教育の種類と内容

・防災訓練の種類と内容

1：関係事業所の個別訓練 2：関係事業所及び共同防災組織、公設消防機関の合同訓練 3：  
総合防災訓練 4：その他（ ）

○地震・津波対策

・地震・津波による被害軽減のための対策（設備の耐震強化の推進、地震・津波防災訓練等）

## 7. 応急対策

○関係機関の情報共有

・災害の初期段階において、応急対策上必要な情報を把握し、関係機関等と共有するための  
方策（例：現地連絡室の設置（山口県、千葉県））

※消防技術説明者制度（川崎市）

※防災規程の記載事項として「情報提供が適切に行われるための体制に関すること」を追  
加（平成 26 年 10 月 14 日、消防特第 212 号）

・住民に対する的確な情報提供を図るための方策（例：住民広報訓練の実施（山口県））

※「初動対応マニュアル」や「住民広報マニュアル」の作成（山口県）

・社会的に重要な施設に対する的確に情報を伝達するための方策

○関係機関の連携体制

- ・災害の状況に応じて、必要な機関との一元的な連絡調整を行うための方策

○避難計画

- ・避難区分、避難指示の基準、避難指示の内容等
- ・住民等への情報伝達手段
- ・災害想定に基づく避難計画の策定 ※川崎市臨海部防災対策計画
- ・災害の初期段階における情報に基づき、避難の要否、避難範囲、避難方法、避難経路等を判断するための方策

○地震・津波対策

- ・地震・津波被害の応急対策（防災施設の応急対策、津波発生時の活動方針等）

## 8. 調査研究

○継続して調査研究が必要な事項

- 1: 災害事例 2: 災害防御に係る戦略・戦術 3: 災害防御活動・技術 4: その他（ ）

## 9. 特筆事項

○特筆すべき事項

### 【関連資料の収集】

#### 1. 東日本大震災以降の防災計画の主な修正事項

東日本大震災以降の防災計画の修正について、主な修正事項をまとめた資料を収集する。

注 1) 新たな資料作成の必要はなく、過去の石油コンビナート等防災本部会議資料、パブリックコメント等の資料があればご提供いただく。

注 2) 時点修正等の軽微な修正事項は除く。

#### 2. 防災計画以外の要領、マニュアル等

石油コンビナートの異常現象発生時における防災本部の対応について、防災計画以外の対応要領、対応基準、運用マニュアル等を収集する。

## 【参考】石油コンビナート等災害防止法（抜粋）

（石油コンビナート等防災本部）

**第二十七条** 特別防災区域が所在する都道府県に、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を置く。

- 2 特別防災区域であつて、第二条第二号ハに該当するもののみが所在する都道府県においては、前項の規定にかかわらず、防災本部を置かないことができる。
- 3 防災本部は、当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域に係る防災（災害の発生及び拡大を防止し、並びに災害の復旧を図ることをいう。以下この章において同じ。）に関し、次の事務をつかさどる。
  - 一 石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 防災に関する調査研究を推進すること。
  - 三 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
  - 四 災害が発生した場合において、当該都道府県、関係特定地方行政機関、関係市町村、関係公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関及び同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）、当該都道府県の区域内の公共的団体及び当該都道府県の区域内の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者その他当該特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者（第三十一条において「関係機関等」という。）が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
  - 五 石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
  - 六 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）との連絡を行い、及び他の都道府県との連絡調整を行うこと。
  - 七 その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

（石油コンビナート等防災計画）

**第三十一条** 防災本部及びその協議会は、当該都道府県の区域内にその全部の区域が含まれる特別防災区域（防災本部の協議会にあつては、当該協議会を設置した二以上の都府県にわたつて所在する特別防災区域）に係る石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、及び毎年これに検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該防災計画は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画、同条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号イに規定する都道府県地域防災計画及び同号ハに規定する都道府県相互間地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 防災計画においては、前項の特別防災区域に係る防災に関し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 関係機関等の防災に関する組織の整備及び防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置等に関すること。
- 三 特定事業所の職員及びその他の関係機関等の職員の防災教育及び防災訓練に関すること。
- 四 特定事業者間の相互応援に関すること。
- 五 防災のための施設、設備、機械器具及び資材の設置、維持、備蓄、調達、輸送等に関すること。
- 六 災害の想定に関すること。
- 七 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び伝達並びに広報に関すること。
- 八 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の活動の基準に関すること。
- 九 現地本部の設置及びその業務の実施に関すること。
- 十 火事、爆発、石油等の漏洩 又は流出その他の事故による災害に対する応急措置の実施に関すること。
- 十一 地震、津波その他の異常な自然現象による災害に対する応急措置の実施に関すること。
- 十二 災害時における避難、交通の規制、警戒区域の設定等に関すること。
- 十三 災害時における関係機関等以外の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。

**3** 防災計画においては、第一項の特別防災区域に係る防災に関し、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 防災に関する調査研究に関すること。
- 二 特別防災区域内の公共施設の災害復旧に関すること。
- 三 その他災害の予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。

**4** 防災本部及びその協議会は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に関して、防災計画の的確かつ円滑な実施の推進に関する関係特定事業者の理解と協力を得るため、啓発活動及び広報活動を行うよう努めるものとする。

**5** 防災本部及びその協議会は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正したときは、当該防災計画又は当該修正した防災計画を主務大臣に提出するとともに、その要旨を公表しなければならない。